

豊橋市障害者虐待防止事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号、以下「障害者虐待防止法」という。）に規定する障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）による。

(事業主体)

第3条 本事業の実施主体は豊橋市とする。

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次のとおりとする。本事業の一部を適切な事業運営を行うことができる事業者へ委託することができる。

(1) 障害者虐待防止の体制整備

ア 障害者虐待に関する対応窓口の設置、相談又は通報の受理、障害者の安全確保及び事実確認

イ 緊急一時保護の実施（居室の確保を含む）

ウ 立入調査の実施及び立入調査の際の関係機関への援助要請

エ 障害者や養護者に対する援助・支援方針の決定及び援助・支援の実施並びに援助・支援方針の再評価

オ 虐待を受けた知的障害者、精神障害者に対する成年後見制度の利用支援及び成年後見制度の開始に関する審判の請求

カ ケースに応じた専門機関との連携・協力体制の整備

(2) 障害者権利擁護ネットワークの連携強化

保健、医療、福祉を専門とする有識者、警察、弁護士、関係団体及び地域関係組織の代表者等からなる「障害者権利擁護ネットワーク協議会」の設置運営及び連携強化

(3) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会

障害者虐待の防止や早期発見、障害者及び養護者に対する支援に必要と認められる研修会の開催

(4) 障害者虐待に関する知識・理解の普及啓発

障害者虐待に関する知識を深めるための、市民等を対象とした研修会等の開催

(5) その他障害者虐待に関する事業であって、市長が適当と認めるもの

(障害者虐待防止センターの設置及び名称)

第5条 障害者の虐待を防止し、あわせて障害者を養護する者に対する支援などを実施するため、豊橋市総合福祉センター「あイトピア」内に障害者虐待防止センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称は「とよはし障害者虐待防止センター」とする。

(センターの事業内容)

第6条 センターの事業内容は次のとおりとする。

- (1) 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者の安全確認及び事実確認
- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言
- (3) 障害者や養護者に対する援助・支援方針の決定及び援助・支援の実施並びに援助・支援方針の再評価
- (4) 障害者権利擁護ネットワークの連携強化
- (5) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発
- (6) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会
- (7) 障害者福祉施設従事者等に対する障害者虐待防止に向けたサービス向上支援
- (8) 障害者権利擁護ネットワーク協議会の運営補助
- (9) その他、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関して市長が必要と認める業務

(センター事業の実施)

第7条 センターの事業は、社会福祉法人等に全部又は一部を委託することができる。

(通報または届出時の対応)

第8条 法第7条第1項、第9条第1項、第16条第1項及び第2項、第22条第1項及び第2項による通報または届出があったときには、これを速やかに受理し、相談・通報・届出受付票（別表1）へ記録するとともに、対応方針の協議を行うものとする。

2 対応方針の協議は、障害福祉課管理職、職員、センター職員のコアメンバーにより判断する。

(通報等を受けた場合の措置)

第9条 法第9条第1項による通報または届出のうち、前条の規定に基づき緊急性が認められる場合は、一時的に保護するため迅速にその措置を講ずるものとする。

2 緊急一時保護の実施に当たっては、豊橋市障害者虐待等緊急一時保護事業実施要綱により行うものとする。

(緊急一時保護の居室確保)

第10条 前条の緊急一時保護を円滑に実施するため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等との協働により、居室を確保するための措置を講ずる。

(福祉施設への周知・啓発)

第 11 条 市長は、障害者権利擁護ネットワーク協議会や自立支援協議会などと協力し、市内の障害者児福祉施設、障害福祉サービス事業所等に対して、法の周知及び啓発等、障害者の虐待防止にかかる措置を講ずるものとする。

(使用者への周知・啓発)

第 12 条 市長は、障害者権利擁護ネットワーク協議会や自立支援協議会などと協力し、市内の企業、事業所等に対して、法の周知及び障害者の虐待防止にかかる啓発を行う。

(学校、医療機関、保育所等への周知・啓発)

第 13 条 市長は、障害者権利擁護ネットワーク協議会や自立支援協議会などと協力し、市内の学校、医療機関、保育所、幼稚園等に対して、法の周知及び障害者の虐待防止にかかる啓発を行う。

附則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表 1

相談・通報・届出受付票														
相談年月日	年	月	日	時	分	～	時	分	対応者：	所属機関：				
相談者 (通報者)	氏名					受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	住所または 所属機関名					電話番号								
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族(同居・別居) 続柄：				<input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生・児童委員								
	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所				<input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 職場									
	<input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察				<input type="checkbox"/> その他 ()									
【本人の状況】														
氏名				性別		生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	年齢	歳		
現住所							住民票登録住所	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異						
	電話：				その他連絡先：			(続柄：)						
居 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()													
程度区分	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 区分 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定													
利用サービス	障害福祉サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無												
	その他サービス	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無				相談支援事業所								
主障害	<input type="checkbox"/> 身体障害 () <input type="checkbox"/> 知的障害 () <input type="checkbox"/> 精神障害 () <input type="checkbox"/> その他 ()													
障害者手帳	<input type="checkbox"/> 有 (種別： 等級：) <input type="checkbox"/> 無					その他特記事項：								
経済状況									生活保護受給	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む														
【世帯構成】					【養護者の状況】									
家族状況 (ジェノグラム)					氏名				年齢	歳				
					続柄	<input type="checkbox"/> 親 () <input type="checkbox"/> きょうだい ()								
						<input type="checkbox"/> 子 () <input type="checkbox"/> 子の配偶者 ()								
					<input type="checkbox"/> その他 ()									
					連絡先					電話番号			職業	
その他特記事項														
【主訴・相談の概要】														
相談内容														
虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 介護・世話の放棄・放任 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 (具体的内容を記載)													
情報源	相談者(通報・届出者)は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者 () から聞いた													
【今後の対応】														
<input type="checkbox"/> 相談終了: <input type="checkbox"/> 開取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋(機関名:) <input type="checkbox"/> その他()														
<input type="checkbox"/> 相談継続: <input type="checkbox"/> 相談支援事業所等による継続相談(内容:) <input type="checkbox"/> 障害者虐待 <input type="checkbox"/> その他()														
備考()														
社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver II (出典: 東京都国分寺市作成様式を参考に作成)を元に作成														